

中国『輸入食品海外製造企業登録管理規定』についての回答票

2022年3月30日時点

※皆さまからよく頂く質問について現時点の情報をもとにご回答致します。回答票は随時更新する予定です。

分類	#	よくある質問	回答
登録対象品目	1	新規について具体的な登録方法・要件・品目について教えて欲しい(第7条と9条の違い)	第7条と第9条に関する対象品目、登録方法につきましては、以下農水省HPに記載されている「1. 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る規制への対応」で詳細情報をご確認頂けます。 第7条：企業所在地の国の所轄当局が海関総署へ登録推薦する品目 <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html</a> 第9条：第7条の品目以外の企業による登録申請及び提出書類について <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html</a>
	2	日本酒は登録が必要なのか？	必要です（9条に該当）
	3	お茶は登録が必要なのか？	必要です（9条に該当）
	4	健康食品は対象なのか？	対象です（7条に該当）
	5	醤油、お茶、味噌、納豆は登録が必要なのか？	必要です（9条に該当）
	6	今後、登録が必要な品目は増えるのか？添加物なども対象になるのか？	現時点では、添加物は対象外とされています。
	7	越境ECの場合も必要なのか？新規の越境ECへの影響は？	今のところ不要です。
シングルウィンドウ入力方法	8	(国際貿易シングルウィンドウについて) 公式マニュアルや専門窓口を設置される予定なのか？	・中国政府が発表した公式マニュアルの和訳版は以下から確認頂けます。 <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/kigyoutouroku3-15.pdf">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/kigyoutouroku3-15.pdf</a> ・農水省が作成した日本の製造者向けの登録マニュアルは以下からご確認頂けます。 <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/kigyoutouroku3-17.pdf">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/kigyoutouroku3-17.pdf</a> なお、酒類を取り扱う事業者さまは国税庁が作成した登録マニュアルもご参照下さい。 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/pdf/0021011-116_2.pdf">https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/pdf/0021011-116_2.pdf</a>
	9	申請中に「サーバーエラー」と表示された。その場合、どこに問い合わせればいいのか？	システム入力上の技術的な問題に関する問い合わせ先は、eport@chinaport.gov.cn となります。 その他、中国海関総署のホットラインが開設されています。 中国海関総署のホットライン（中国語のみ、24時間対応）：010（国際電話識別番号）-86(中国国番号)-10-12360→音声案内から1（北京海関総署）
登録についての詳細	10	香港・台湾・マカオ向け食品輸出についても申請が必要か？	不要です。
	11	商品毎に登録が必要なのか？	製造施設ごとにその施設で製造している製品の登録が必要です。
	12	複数の工場を有する場合、複数回登録が必要になるのか？	はい、工場ごとに登録が必要です。
	13	登録は製造者がする必要があるのか？中間業者がするべきなのか？	基本は製造者が登録を行うものですが、代理申請も可能です。
	14	登録は商社が代理で登録できるのか？	代理人に委託して申請することも可能とされています。
	15	農水省を通じて申請をしたが、それに関していつ登録が完了するのか？	eMAFFを通じた申請手順および登録完了までの流れにつきましては以下のとおりです。概ね1か月毎に農水省から中国政府当局に対し施設登録の要請をしているとのことです。中国当局による登録手続きに更に数週間ほど時間を要する見込みです。 1) eMAFFでの申請後、農林水産省において施設の認定審査が完了すると、農林水産省が付した認定番号とともに認定通知書がeMAFFにて申請者に通知されます。 (2) 申請者は付与された認定番号をLocated Country (Region) Register Numberとしてシングルウィンドウのアカウントを作成し、申請情報を登録します。 (3) シングルウィンドウに登録された情報を農林水産省が確認の上、資料等を添付して中国政府へ提出し、施設の登録を要請します。（概ね1か月毎に実施） (4) 農林水産省から中国当局へ当該施設の登録を要請します（当該要請をした旨がeMAFFにて申請者に通知されます）。 (5) 農林水産省及び申請者は(4)の要請結果（中国当局においてなされた施設登録の内容等）をシングルウィンドウにおいて確認します。 (6) 当該施設が、中国当局の認定施設リストに中国当局が登録した施設・申請カテゴリーに対応する登録番号とともに掲載*され、当該管理番号について、シングルウィンドウにおいて登録された内容を施設が確認した時点をもって、登録された製品・内容に対応する中国向け製品の輸出ができます。 (* ) <a href="https://ciferquery.singlewindow.cn/">https://ciferquery.singlewindow.cn/</a> （外部リンク）
	16	(シングルウィンドウによる) 申請から登録完了までどれぐらい時間がかかるのか？	・申請完了後、登録が完了し番号が付与されるまでに、おおよそ2~3週間を要するとされています。なお、当局が発表した登録事務ガイドラインによると、資料が不適合又は不完全な場合に、「申請資料受付日より20営業日以内に、所在国（地域）主管当局または輸入食品国外生産企業に、補正しなければならない全ての内容を一回のみ通知する。」とのことです。
	17	登録申請の際に提出が必要な書類はあるのか？	登録に際しては、所在国の管轄当局が発行した営業許可証など身分を証明する書類、企業登録管理規定の要件に適合することを誓約する宣誓書の提出が必要になります。宣誓書はシングルウィンドウから雛形をダウンロード可能です。 <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/kigyoutouroku3-17.pdf">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/kigyoutouroku3-17.pdf</a>
	18	登録が完了されたかはどうやって確認できるのか？	中国当局のサイトより登録結果（海外輸入食品製造企業のリスト）について確認ができます。* サイト更新時に一時的にアクセスができなくなることがあります。 <a href="https://ciferquery.singlewindow.cn/">https://ciferquery.singlewindow.cn/</a>
	19	登録申請が却下された場合、その通知は当局から連絡があるのか？却下されるポイントはありますか？	却下もあり得ます（資料が足りない場合など）。
	20	登録完了後に製品を追加できるのか？登録した情報の修正はどうやるのか？	シングルウィンドウ上で登録内容の追加・変更が可能になりました。詳しくは、以下農水省作成の登録マニュアル（P.9）ご参照下さい。 <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/kigyoutouroku3-17.pdf">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/kigyoutouroku3-17.pdf</a>
	21	登録は更新制なのか？有効期限は？	更新制で、有効期限は5年です。登録済みの国外企業は、登録有効期限満了の3から6ヵ月以内に、所在国（地域）主管当局または輸入食品国外生産企業を通し、本ガイダンスの第十二条に基づいた登録延長申請資料を提出します。
	22	登録後、工場査察はあるのか？	規定第13条において、「書面検査、映像検査、現場検査等の形式及びその組み合わせにより、登録を申請した輸入食品海外製造企業に対して評価及び審査を実施する」とされています。なお、逐条解説において事前に協議を行うとされています。
	23	間違って登録した場合、罰則はあるのか？	罰則規定があります。
	登録番号の表示方法	24	企業登録番号とは？ラベル・インボイスに記載する必要はあるのか？商品上に記載しないといけない場合、規定（文字の大きさ、場所など）を教えてください
25		企業登録番号は、商品1つ1つに記載が必要なのか？	逐条解説において、以下のとおり説明されています。 「内外装とは、輸送用の包装および個別の包装を含む個別に販売可能な販売単位をいう。輸送用梱包材の場合は、輸送用梱包材に登録番号を明確かつ正確に記載しなければならない。個別に販売可能な個別包装されたプレパック食品を含む販売単位については、食品ラベルに登録番号を表示し、中国の食品安全国家基準の包装済み食品の表示に関する一般規則の要件に従って、これを行わなければならない。」 包装済み食品の表示の一般基準（GB7718-2011）3.10、3.11等をご参照下さい。

水産施設登録	26 現在中国へ水産物を輸出する際は「施設登録」が求められている。水産物を輸出する際も「輸入食品海外製造企業登録」をしなければならないのか？ダブルで登録なのか？水産加工施設登録は無駄になるのか？	水産物の輸出施設として厚労省を通じて登録されている施設は、シングルウィンドウの登録は不要です。 中国への水産品の輸出については、農水省『中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱』も併せてご参照願います。 <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-415.pdf">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-415.pdf</a>
その他	27 包装施設も登録が必要になるのか？ 28 並行輸出品の場合、誰かが先に登録をしさえすれば、その既登録情報を他企業も閲覧・使用が可能なのか	食品関連製品の施設の登録は不要です。 登録は製造施設であり、本規定において輸入事業者の登録は求められておりません。

※上記は中国当局からの発表や回答を元にジェトロおよび農水省が取りまとめた情報です。今後、中国当局の方針が変更される可能性もありますこと、ご了承願います。